



命のために。生きるのそばに。

日本集中治療医学会
THE JAPANESE SOCIETY OF INTENSIVE CARE MEDICINE

集中治療領域における
特定行為研修修了看護師の活用ガイド
(医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業)

一般社団法人日本集中治療医学会 編

一般社団法人 日本集中治療医学会
集中治療領域におけるタスクシフト推進に関するワーキンググループ
薬事・規格・安全対策委員会

一般社団法人 日本集中治療医学会
集中治療領域におけるタスクシフト推進に関するワーキンググループ
薬事・規格・安全対策委員会

中村 京太 横浜市立大学附属市民総合医療センター 医療の質・安全管理部
伊藤 有美 杏林大学保健学部 看護学科
富阪 幸子 日本看護協会 看護研修学校 クリティカルケア認定看護師課程
藤村 直幸 雪の聖母会 聖マリア病院 麻酔科
水野 隆芳 滋賀医科大学医学部附属病院 手術部
村上 礼子 自治医科大学 看護学部
青木 宏介 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 臨床工学部
川邊 一寛 横浜市立大学附属市民総合医療センター 薬剤部
熊田 恵介 岐阜大学医学部附属病院 医療安全管理室
重松 研二 福岡大学病院 手術部 外科系集中治療室
武居 哲洋 横浜市立みなと赤十字病院 救命救急センター
山田 知輝 大阪けいさつ病院 ER・救命救急科・集中治療科
土井 研人 東京大学大学院 医学系研究科 救急・集中治療医学
黒田 泰弘 香川大学医学部 救急災害医学

目次

はじめに	5
本ガイドの見方	6
看護師による特定行為と集中治療	7
活用ガイド	9
A 運用体制	9
1. 集中治療室における管理・責任体制	9
1-1. 部署における責任者の配置	9
1-2. 医師の役割	10
1-3. チーム医療	11
2. 部門との連携（院内連携）	12
2-1. タスク・シフト / シェアに関連する委員会との連携	12
2-2. 医療安全部門との連携	12
2-3. 有害事象発生時の対応	13
3. 患者中心の医療	14
3-1. 説明と同意	14
3-2. 倫理的配慮	14
4. 集中治療室外での集中治療に係るタスク・シフト / シェア	15
4-1. 責任体制と手順の明確化	15
4-2. 集中治療医の役割	16
4-3. 部署との連携	16
B 質・安全の確保	17
1. 手順書・プロトコール	17
1-1. 手順書の在り方	17

1-2. 手順書の運用.....	18
2. 記録.....	19
2-1. タスク分担者がタスク・シフト / シェアを実施した行為についての記録.....	19
2-2. タスク・シフト / シェアを実施した業務の記録についての質的点検.....	20
3. 情報伝達.....	21
3-1. 職種間の情報伝達.....	21
3-2. 指示出し・指示受け.....	22
C 質改善に向けた取り組み.....	23
1. システムの定期的な見直し.....	23
1-1. 手順書・プロトコールの評価と見直し.....	23
1-2. 現場の安全向上に向けた取り組み.....	24
2. 個人の評価と能力開発.....	25
2-1. 継続的な評価.....	25
2-2. 学習機会の設置.....	26
おわりに.....	27

はじめに

2024年4月から医師の働き方改革が本格的にスタートし、医療の効率化の実践が各医療機関にとって大きな課題となっているが、特定行為研修修了看護師の活躍は、タスク・シフト/シェアの推進に大きな役割を発揮することが期待される。特定行為に係る看護師の研修制度は2015年10月より開始され、2019年には領域別パッケージ研修として集中治療領域のパッケージも導入され、特定行為研修修了看護師数は増加傾向にあるが、果たして、せっかくの人的リソースを有効に活用できているかについては、課題があるのが現状である。特定行為研修修了看護師による特定行為の実施にあたっては、単に医師の仕事をシフトするのではなく、医師と看護師、関連職種が連携するチーム医療の要素が大きく、手順書を基本とする現行の仕組みをみても、医師の理解と協力が不可欠である。

国内における集中治療室での医療は、動的に変化する重症患者の病態に対応するべく、集中治療室に勤務する医師・看護師と担当診療科がタイムリーに連携する必要がある。また近年、集中治療室外の一般病棟においても集中治療室の医療スタッフの活躍が求められる場面が増加してきており、ここでも集中治療室の医師・看護師と担当診療科医師、病棟看護師が密に連携する必要がある。院内の様々な場面においてニーズが増えてきた集中治療に係る業務を効率的に支えるためには、集中治療室の特定行為研修修了看護師の活躍が期待されている。

このように、集中治療室内外で、多くの関係者と連携し、重症患者に質の高い医療を求められるようになっている現状を踏まえ、日本集中治療医学会では「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」を公表したところである。

2024年度、集中治療医学会では、厚生労働省の事業「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業」を受託した。集中治療領域におけるタスク・シフト/シェアの推進に向けて、医師の理解促進と連携強化を図るための方略を検討し実践することを目的とし、集中治療領域におけるタスクシフト推進に関するワーキンググループを立ち上げ、薬事・規格・安全対策委員会が連携し、特定行為研修修了者の活用を推進するために、医師向けの「集中治療領域における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成した。ガイドの作成にあたっては、「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」の項目に沿って設問を設定し、本学会学術集会ならびに支部学術集会において集中治療室の特定行為研修修了看護師の活動を報告している11の医療機関に設問への回答を依頼した。各施設からの回答をもとに、安全管理指針の各項目ごとに設問と回答の形式で表記した。ご協力いただいた各医療機関には、この場をお借りして御礼を申し上げたい。

本ガイドが集中治療領域における特定行為研修修了看護師の活躍とタスク・シフト/シェアの推進の一助となることを祈るところである。

本ガイドの見方

本ガイドは、「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」の項目に沿って構成している。

「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」の各項目ごとに、同指針に記載している推奨文を記載した。

続いて、各項目内容に関連して回答を依頼した設問と、各施設からの回答をまとめたものを記載した。

【記載例】

A 運用体制

「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」の項目と同一。

1. 集中治療室における管理・責任体制

1-1. 部署における責任者の配置

安全管理指針推奨文

集中治療室における、特定行為を含むタスク・シフト/シェア（責任者）を配置および明示すること。責任者は集中治療専門医であること。

「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」の推奨文。

設問：

- ・集中治療室における特定行為に係る責任者を、集中治療室に配置している施設はありますか？
- ・責任者の役割は誰（役職・職種）が担当していますか？

推奨文に関連した各施設への設問。

8施設で、集中治療室における特定行為に係る責任者を集中治療室に配置していた。医師と看護師それぞれの職種で、責任者を配置している施設もあった。

各施設からの回答をまとめたもの。

【集中治療室における特定行為に係る責任者の集中治療室配置】

Yes：8
No：3（院内配置1）

看護師による特定行為と集中治療

●特定行為

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる21区分に分類した38行為とされている^{1) 2)}。

特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を実施するための教育プログラムであり、特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための共通科目と各特定行為に必要とされる能力を身につけるための区分別科目で構成される³⁾。

●領域別パッケージ

特定行為研修制度の更なる普及、特定行為研修修了者の確保のため、看護師が受講しやすい研修内容のあり方について、研修内容の精錬化による研修時間数の短縮と、3つの領域別パッケージ研修（在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域）を行うことが2019年4月に可能となった。その後、救急領域、外科系基本領域のパッケージに続き、2020年10月からは、集中治療領域パッケージ（表1）が追加され、集中治療に関わる特定行為研修修了看護師の確保と活躍が期待される。

表1：集中治療領域パッケージ(6区分、10行為)³⁾

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
動脈血液ガス分析関連	橈骨動脈ラインの確保
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整

●手順書

手順書は、医師または歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等を定めたものである⁴⁾。

具体的に、手順書の記載事項としては、以下の事項となる。

1. 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
2. 診療の補助の内容
3. 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
4. 特定行為を行うときに確認すべき事項
5. 医療の安全を確保するために医師または歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
6. 特定行為を行った後の医師または歯科医師に対する報告の方法

手順書の具体的な内容については、1から6の手順書の記載事項に沿って、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師または歯科医師があらかじめ作成することになっている。また、各医療現場の判断で、記載事項以外の事項やその具体的な内容を追加することも可能である⁴⁾。

なお各特定行為に係る手順書例集が、厚生労働省のホームページにまとめて掲載されており、ダウンロードのうえで各医療現場で活用できる⁵⁾。

参考文献

- 1) 特定行為とは 特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省 2025年5月26日
Available from: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050325.html>
- 2) 特定行為区分とは 特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省 2025年5月26日
Available from: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077098.html>
- 3) 特定行為研修とは 特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省 2025年5月26日
Available from: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html>
- 4) 手順書とは 特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省 2025年5月26日
Available from: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070337.html>
- 5) 特定行為に係る手順書例集 特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省 2025年5月26日
Available from: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111457.html>

活用ガイド

A 運用体制

1. 集中治療室における管理・責任体制

1-1. 部署における責任者の配置

安全管理指針推奨文

集中治療室における、特定行為を含むタスク・シフト / シェアに関する責任者（医師）（以下、責任者）を配置および明示すること。責任者は集中治療専門医であること。

設問：

- ・集中治療室における特定行為に係る責任者を、集中治療室に配置していますか？
- ・責任者の役割は誰（役職・職種）が担当していますか？

8施設で、集中治療室における特定行為に係る責任者を集中治療室に配置していた。医師と看護師それぞれの職種で、責任者を配置している施設もあった。

【集中治療室における特定行為に係る責任者の集中治療室内への配置】

Yes：8

No：3（院内配置1）

【役職・職種】

医師 6

部長 5

集中治療医 1

救急科 1

看護師 4

看護師長 4

1-2. 医師の役割

安全管理指針推奨文

医師は、集中治療室に關与する医療関係職種が実施可能な業務範囲を把握した上で、診療の補助に関する指示（具体的指示もしくは包括的指示）を出すこと。医師は、指示の内容をよく理解した上で、指揮命令系統を明確にし、タスク・シフト / シェア分担者（以下、タスク分担者）の能力も踏まえ、医師の責任において指示を出すこと。

設問：

- ・集中治療室における特定行為の実施について、医師が果たしている役割を教えてください。
- ・集中治療室での特定行為推進に当たって、医師が貢献したと考えている役割を教えてください。

集中治療室における特定行為の実施において医師が果たす役割として、手順書の作成・内容確認、特定行為研修修了看護師の教育・指導、実施した特定行為の評価などが挙げられた。そのほか特定行為研修修了看護師からの相談対応と回答する施設も複数あり、サポート、双方向性の議論を推進している施設もあった。

それらの中で、特に特定行為推進に貢献したと考えられる医師の役割としては、特定行為研修修了看護師への指導と回答する施設が7施設あり、安全な実施に向けて、事例ごとに行為の範囲を微調整するような、ストッパーとしての指導を挙げる回答があった。また、勉強会の開催についても述べられていた。そのほか、実施記録の簡素化といった業務の効率化を支援するとした回答がみられた。医師が自部署内において、医師の責任・役割、バックアップ体制などとあわせて特定行為の活用方法を周知することで、医師の積極的参加を促しているとする施設もあった。

1-3. チーム医療

安全管理指針推奨文

タスク・シフト / シェアを推進するために、集中治療室に関与するすべての医療関係職種は、各々の専門性を活かして協働・連携すること。

設問：

- ・集中治療室での特定行為推進に当たり、関与している職種を教えてください。
- ・集中治療室での特定行為推進に当たり、多職種連携がうまく機能している具体例があれば教えてください。

集中治療室での特定行為推進に関与する職種についての回答は、回答数順に、医師、看護師、薬剤師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療法士、メディカルソーシャルワーカー、事務職、作業療法士、言語聴覚士であった。

多職種連携において、特定行為が特にうまく機能する場面としては、人工呼吸器からの離脱時と緊急入院時を挙げる施設が複数あった。そのほかの場面として、患者急変時や医師が他の処置を実施しているときに、実務的な機能を果たすことができると回答する施設があった。また多職種カンファレンスの場などを含め、関連職種を含む多職種での情報共有を推進する役割や、主治医診療科が手術や処置で不在にしている場合の、主治医診療科と集中治療室スタッフ間のリエゾンとしての役割を挙げる施設があった。

2. 部門との連携（院内連携）

2-1. タスク・シフト / シェアに関連する委員会との連携

安全管理指針推奨文

集中治療室におけるタスク・シフト / シェアを推進していくために、集中治療室の責任者は、院内のタスク・シフト / シェア推進に関連する委員会との連携方法を明確にすることが望ましい。なお、特定行為の実施に関しては、特定行為業務管理委員会との連携方法を明確にすること。

設問：

- ・ 院内の特定行為実施（業務を管轄）に関する委員会と集中治療室との連携方法について教えてください。

院内の特定行為実施に関する委員会と集中治療室との連携方法に関する質問に対しては、ほとんどの施設において、特定行為の研修管理に関する委員会や、業務を管轄する委員会等に、集中治療部の医師や看護師長が委員として参加していると回答した。特定行為研修修了看護師が委員となっていると回答する施設もあった。メールでの連絡や会議、電話連絡対応、対面での委員会などで、委員会と集中治療室が連携していた。

2-2. 医療安全部門との連携

安全管理指針推奨文

集中治療室における安全なタスク・シフト / シェアの実践に向けて、医療安全部門と連携し、医療安全の向上に努めること。

設問：

- ・ 集中治療室での特定行為実施に当たり、医療安全部門と集中治療室との連携方法について教えてください。

特定行為に関連した院内の医療安全部門と集中治療室との連携方法に関する質問に対しては、特定行為実施に関する委員会に医療安全部門に所属する医療安全管理者が委員となり、特定行為の実施状況やインシデントの共有を行っている施設が多かった。通常の診療・看護業務と同様に、速やかな報告・連絡・相談、インシデント報告を実施していると回答する施設が複数あった。医療安全管理者が特定行為の報告会に出席している施設もあった。他院での安全に関する情報を、医療安全部門から特定行為研修修了看護師に提供していると回答する施設もあった。

2-3. 有害事象発生時の対応

安全管理指針推奨文

タスク分担者は、集中治療室の責任者ならびに医療安全推進者（セーフティマネージャーなど）とともに医療安全管理部門と連携すること。有害事象発生時の対応、報告の流れは、集中治療室内でも整備することを推奨する。

設問：

- ・ 特定行為に関連した有害事象やインシデント発生時の対応方法について教えてください。

特定行為に関連した有害事象やインシデント発生時は、すべての施設が基本的に通常診療・ケアにおける有害事象・インシデント発生時と同様の対応を行い、主治医と集中治療室の医師に報告して指示を仰ぐとともに、所属の看護師長、看護部等へ報告し、インシデント報告システム等を活用して医療安全部門に報告していた。医療安全部門への報告に加えて、特定行為実施に関する委員会へ報告していると回答した施設も複数あった。同分野修了看護師と情報共有を行うと回答する施設もあった。

3. 患者中心の医療

3-1. 説明と同意

3-2. 倫理的配慮

安全管理指針推奨文

集中治療室における医行為のタスク・シフト/シェアについて包括的説明を行うこと。個別の説明と同意の必要性に関しては、医行為の対象となる患者の特性および行為の侵襲性を勘案して、事前に調整し、明確にすることを推奨する。

集中治療室におけるタスク・シフト/シェアの実施において、医行為に対する倫理面に十分配慮すること。事前に説明と同意が取得できない場合など、集中治療室入室患者の特性を踏まえ、各病院において事前に協議しておくことが望ましい。

設問：

- ・集中治療室での特定行為実施に関する説明と同意の方法を教えてください。
- ・本人の意思が確認できない場合の対応などが決まっていれば教えてください。

集中治療室での特定行為実施に関する説明と同意の方法としては、入院時の包括同意として取得しているのが3施設、集中治療室入室時に包括同意として取得しているのが2施設あった。また、医師ならびに看護師から個別に説明の上で同意を取得している施設が2施設、そのほか、オプトアウトとしているのが4施設で、特定行為実施に関する情報は、入院パンフレット、院内掲示、病院ホームページなどで情報を発信していた。

本人の意思が確認できない場合の説明と同意については、個別もしくは包括同意取得を実施している施設において、代理意思決定者へ説明のうえで同意取得を実施していた。一方で、オプトアウトでの同意取得としている施設では、医師の指示により実施を決定しているという施設が複数あった。

4. 集中治療室外での集中治療に係るタスク・シフト / シェア

設問：

- ・集中治療室所属の看護師が、集中治療室外で、集中治療に関連する特定行為を実施することがありますか？

集中治療室所属の看護師が、集中治療室外において集中治療に関連する特定行為を実施していると回答した施設が半数、実施していないと回答した施設が半数であった。集中治療室外で実施している特定行為としては、RST（Respiratory Support Team）活動における人工呼吸器の設定変更や人工呼吸器離脱など、チーム活動の一環で実施しているとの回答があった。

4-1. 責任体制と手順の明確化

安全管理指針推奨文

集中治療室外で実施する集中治療に係るタスク・シフト / シェアについては、事前に業務範囲と責任体制を明確化すること。

設問：

- ・集中治療室の看護師が、集中治療室外で、集中治療に関連する特定行為を実施する場合の責任体制や手順は決まっていますか？

集中治療室に所属する特定行為研修修了看護師が、集中治療室外で、集中治療に関連する特定行為を実施する場合の責任体制や手順について、実施している施設の多くで責任体制と手順が整理されていた。責任の所在については、原則として指示医（主治医・担当医）とする施設が最も多く、一方で集中治療部医師の責任のもとで実施している施設もあった。1施設からは、責任体制を整理することが今後の課題であるとの回答があった。

4-2. 集中治療医の役割

安全管理指針推奨文

集中治療室外で実施する集中治療に係るタスク・シフト / シェアについては、集中治療医の役割を病院ごとに明確にしておくことが望ましい。

設問：

- ・集中治療室の看護師が、集中治療室外で、集中治療に関連する特定行為を実施する場合の、集中治療医の関与について教えてください。

集中治療室に所属する特定行為研修修了看護師が、集中治療室外で、集中治療に関連する特定行為を実施している 8 施設のうち、5 施設で集中治療医が関与していた。関与の方法としては、同席や緊急対応を認識したスタンバイ、助言、特定行為実施後の結果確認、RST メンバーとしての関与などが挙げられた。

4-3. 部署との連携

安全管理指針推奨文

集中治療室外で実施する集中治療に係るタスク・シフト / シェアを実施する際には、実施部署のスタッフと緊密な連携をとること。

設問：

- ・集中治療室の看護師が、集中治療室外で、集中治療に関連する特定行為を実施する場合の、病棟など各部署との連携方法の工夫などについて教えてください。

集中治療室に所属する特定行為研修修了看護師が、集中治療室外で集中治療に関連する特定行為を実施する場合の病棟など各部署との連携方法の工夫について、電子カルテ上で特定行為研修修了看護師に処置依頼をすることで連携を可能にしている施設、特定行為実施患者の一覧表（部署の連絡先記載を含む）を作成し連絡を容易にしている施設があった。また病棟のみならず、リハビリテーションの療法士などからも相談が入るため、特定行為に関連した活動ができるように勤務時間を調整するなどの工夫を実践している施設があった。院内メールを活用し、特定行為研修修了看護師間で引き継いでいると回答する施設もあった。

B 質・安全の確保

1. 手順書・プロトコール

1-1. 手順書の在り方

安全管理指針推奨文

手順書の作成に当たっては、手順書による特定行為をよく理解した医師が作成することを原則とするが、各医療現場において必要に応じて看護師などと連携すること。

設問：

- ・ 院内で、特定行為に係る手順書の作成はどのように行っていますか、また工夫されている点があれば教えてください。
- ・ 集中治療室での特定行為に係る手順書の作成に当たり、工夫している点があれば教えてください。

特定行為に係る手順書の作成は、複数の施設で特定行為実施に関する委員会が実施すると回答した。手順書作成時は、特定行為研修修了看護師が看護師の視点で実施しやすい手順書の内容を提案し、医師がその提案を参考にして手順書を作成している施設が複数あった。また、特定行為研修修了看護師が作成した手順書案は、同一行為を実施している特定行為研修修了看護師間で確認したり、医師が指導している施設があった。集中治療医が作成していると回答する施設がある一方で、集中治療医はほぼ関与していないと回答する施設もあった。

手順書の作成に当たって特に工夫をしていないと回答する施設も多かったが、医師との協議・意見交換を重視しているとする回答や、厚労省から提示された手順書の例や研修で使用している手順書を参考としているとする回答も、それぞれ複数施設からあった。

すべての施設において、最終的には作成された手順書案を特定行為実施に関する委員会で承認する運用となっていた。

1-2. 手順書の運用

安全管理指針推奨文

集中治療室における特定行為の実施に係る医療者は、手順書について十分理解しておくこと。手順書が発行された際の、指示書としての運用方法を事前に取り決めておくこと。

設問：

- ・集中治療室での特定行為に係る手順書の運用について、医師（集中治療医、各科医師）の理解を促進するために取り組まれていることがあれば教えてください。

集中治療室での特定行為に係る手順書の運用について、医師の理解促進に向けた取り組みに関する質問については、特定行為研修修了看護師一覧表や実施可能特定行為の掲示といった工夫をしている施設が複数あった。また、集中治療部部長から医師達への説明を実施している施設、特定行為研修修了看護師が医局会で定期的に特定行為の指示方法の説明と特定行為の成果報告を行っている施設があった。手順書の改訂時等に、院内メールで周知している施設もあった。研修等に医師の参加協力を依頼することで理解を深めようとしている施設がある一方で、研修に対する医師の理解を得るのに苦労している施設もあった。そのほか、毎日のカンファレンスで特定行為研修修了看護師が参加することの有用性を回答する施設や、すでに特定行為の実施が日常になっているとする施設もあった。

2. 記録

2-1. タスク分担者がタスク・シフト / シェアを実施した行為についての記録

安全管理指針推奨文

タスク分担者は、包括的指示および具体的指示に基づいてタスク・シフト / シェアを実施した行為について速やかに診療記録に残すこと。

設問：

- ・集中治療室での特定行為実施後の記録方法について教えてください。
- ・記録は、HIS に入力？部門システムに入力？ メリット・デメリットを教えてください。

集中治療室での特定行為実施後の記録については、すべての施設で電子カルテ上に記載することとしていた。半数近くの施設では特定行為記録用のテンプレートを準備し、1施設ではテンプレート化を検討していると回答した。なお、電子カルテの記載場所として部門システムを使用しているのは1施設のみで、他の施設は電子カルテメインシステム（HIS: Hospital Information System）を使用していた。HISを使用する利点について、すべての院内医療者が容易に認識可能であること、タイトル検索が可能で経過として認識しやすいという意見があった。また、特定行為研修修了看護師の責任感の育成にもつながることが期待されること、また他部署からの特定行為依頼に対応するためといった記載があった。部門システムを利用する利点については、部門内での情報収集に利便性が高いと回答があった。

2-2. タスク・シフト / シェアを実施した業務の記録についての質的点検

安全管理指針推奨文

病院における診療録監査関連委員会ならびに業務委員会と協議して、タスク・シフト / シェアで実施された業務に関する監査体制を整えることを推奨する。

設問：

- ・集中治療室での特定行為実施後の記録に関する評価方法を教えてください。

集中治療室での特定行為実施後の記録に関する評価方法に関して、集中治療医が承認する際に記載を評価していると回答した施設が3施設、個人・部署単位で分析し、結果を特定行為実施に関する委員会に定期的に報告して評価を受けていると回答した施設が3施設あった。当該委員会が、報告されたデータを集計・分析している施設もあった。そのほか、特定行為を管理する部署が、症例をランダムに抽出して点検・評価している施設、特定行為研修修了看護師同士でレビューを実施している施設があった。

3. 情報伝達

3-1. 職種間の情報伝達

安全管理指針推奨文

各職種と情報伝達を行うために定期的にカンファレンスを開催し、集中治療室におけるタスク・シフト/シェアを進めることを推奨する。カンファレンスにはタスク・シフト/シェアに関わるすべての職種が参加することが望ましい。共有された情報は診療記録に記載することを推奨する。

設問：

- ・カンファレンスの場において、特定行為修了看護師を含めた議論の場がありますか？
- ・医師は治療方針の検討に当たり、特定行為の実施記録を活用していますか？

特定行為研修修了看護師のカンファレンス参加状況については、8施設でカンファレンス等に特定行為研修修了看護師が参加していると回答した。多くの施設が毎日のカンファレンスに参加しているとのことであったが、週1回や年2～3回実施する症例検討会等のみの参加や、特定行為実施時のみ参加すると回答した施設が、それぞれ1施設あった。また要望があれば、病棟のカンファレンスにも参加していると回答する施設があった。

医師は治療方針の検討に当たり特定行為の実施記録を活用しているとの回答が7施設、活用していないとの回答が4施設であった。特定行為が手技に特化している施設では、実施記録の活用は限定的であった。特定行為研修修了看護師の把握した病状等の情報が治療方針検討に有用とする回答があった。

3-2. 指示出し・指示受け

安全管理指針推奨文

包括的指示、および具体的指示に基づく指示出し・指示受けは、院内の運用方法に従い、情報伝達エラー防止に努めること。指示を出した医師、指示を受けたタスク分担者および指示内容は、診療記録内において明確であること。

設問：

- ・集中治療室での特定行為での手順書の発行（指示出し・指示受け）の方法について教えてください。
例：電子カルテシステム（HIS、部門システム）の活用など
- ・その運用フローのメリット・デメリットがあれば教えてください。
- ・指示漏れの防止や口頭指示の確実な実施などに向けた、情報伝達エラー防止の取り組みがあれば教えてください。

集中治療室での特定行為での手順書の発行（指示出し・指示受け）には、電子カルテメインシステム（HIS）を使用している施設が多く、一部の施設で部門システムを使用していた。

HISの使用にあたっては、複数指示の共通項目入力を1回の入力で行える運用や、チェックボックスの利用などで、指示出しの効率化を図ることが可能になるとする回答があった。一方で、手順書の保管場所によっては、展開に時間がかかることがあるといった意見もあった。

確実な指示出し・指示受けを実践するために、手順書の項目として実施前後の医師への報告を入れることで情報伝達エラーの防止に努めたり、実施前にHIS上の指示入力内容を必ず確認するという運用を取る施設もあった。また実施中においても、必要に応じて実践行為と医師の治療方針との整合性を協議していると回答する施設もあった。

情報伝達エラーについて、手順書に基づく特定行為を実施する際に、当初口頭指示が必要となった場合、その後確実に電子カルテに指示入力、記録することについて課題と認識していると複数施設が回答し、口頭指示メモの使用や、医師に対して指示内容の確実な入力を指導しているとの回答があった。一方、口頭指示は医師が特定行為を依頼しやすいという点をメリットとして挙げる施設もあり、指示受け時の復唱による確認や、介入終了時に指示医師へ口頭で連絡するなどの情報伝達エラー防止対策を実施していた。

C 質改善に向けた取り組み

1. システムの定期的な見直し

1-1. 手順書・プロトコルの評価と見直し

安全管理指針推奨文

手順書やプロトコルの内容および妥当性について、定期的に検討することを推奨する。

設問：

- ・集中治療室での特定行為に関する手順書の評価と見直しの方法を教えてください。

集中治療室での特定行為に関する手順書の評価と見直しは、半数以上の施設で特定行為実施に関する委員会が所管していた。そのうち半数の施設で毎年、評価と見直しを実施していた。指導医や師長等での検討結果や特定行為研修修了看護師が新規に登録されるタイミングで実施すると回答した施設もあった。

評価と見直しを現在まで実施していないと回答した施設が3施設あった。

1-2. 現場の安全向上に向けた取り組み

安全管理指針推奨文

集中治療室の責任者および医療安全推進者は、タスク・シフト / シェアを安全に実施するため、各医療関係職種と連携し安全向上に向けた取り組みを行うこと。

設問：

- ・集中治療室での特定行為実施に関して、集中治療室内での安全と質向上に向けた取り組みがあれば教えてください。

集中治療室での特定行為に関して、集中治療室内で行っている安全と質の向上に向けた取り組みとしては、集中治療医がただちに対応できるように、実施のタイミング等を配慮していると回答する施設が複数あった。また、実施報告を行っているとは回答したのが3施設あった。その中には Good practice 事例の共有を行っているとは回答する施設があった。また院内報告会で報告しているとする施設があった。そのほか、指導者を確実に配置すること、特定行為研修修了看護師の研修修了後院内認定基準を定めて運用すること、特定行為研修修了看護師を増やすこと、指示による実施を徹底することなどが挙げられた。特定行為そのものだけでなく、特定行為と関連する一連の業務に積極的に関わることや、医師に相談しやすい関係性の構築の重要性について回答した施設もあった。

2. 個人の評価と能力開発

2-1. 継続的な評価

安全管理指針推奨文

特定行為研修修了看護師は、特定行為を開始する前に医師による知識や技能の確認を受けること。また、特定行為実施後は指示を出した医師から知識や技能の評価を受けることが望ましい。職種ごとに、集中治療室でのタスク・シフト / シェアに関する知識や技能に関して、定期的評価とフィードバックを行う体制を整備すること。

設問：

- ・集中治療室での特定行為実施に当たり、特定行為研修修了看護師の評価法の実態について教えてください。

特定行為研修修了看護師の評価方法について、診療現場での評価として、医師が評価表を使用して実施するという回答や、デブリーフィングの場で評価しているという回答があった。また部署での評価として、師長が確認し評価するという回答や、日々のカンファレンスで特定行為研修修了看護師によるプレゼンテーションをベースにしたディスカッションを通して評価するといった回答が見られた。そのほか、活動報告会やフォローアップ研修での評価、特定行為実施に関する委員会での評価が実施されていた。構造化された評価表（DOPS：Direct Observation of Procedural Skills）を用いた観察評価の活用を検討していると回答する施設もあった。一方で、特別な評価を実施しておらず、現在検討していると回答する施設が複数あった。

2-2. 学習機会の設置

安全管理指針推奨文

タスク分担者は、個人の能力維持と向上のために継続的な自己啓発を行うこと。各病院は、職種に適した教育、研修プログラムの作成や、学会や各種研修会などへの参加に配慮すること。

設問：

- ・院内または集中治療室での特定行為研修修了看護師の継続的学習を促す病院の取り組み・支援を教えてください。

特定行為研修修了看護師の継続学習支援については、個人による継続学習に任せているとする施設が複数あった。日常のカンファレンスや特定行為実践の場を OJT (on the job training) の機会と捉えて特定行為研修修了看護師の学習の場として活用していると回答する施設も複数あった。一方、院内においてメンター制度による支援や、フォローアップ研修、セミナーを実施している施設が複数あった。また能動的な学習の機会として、院内研修講師の機会提供や、院外開催セミナーの案内、学会発表を推奨すると回答する施設があった。セミナー受講や学会発表等の院外での学習の場を提供する目的で、勤務時間調整や金銭面の支援を実施している施設もあった。

おわりに

日本集中治療医学会の薬事・規格・安全対策委員会では、集中治療領域でのタスク・シフト/シェアを安全に推進することを目的とし、集中治療タスク・シフト/シェアに関する安全管理指針作成ワーキンググループと連携して「集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針」を作成していた。今回、安全な仕組み作りが求められる中でも先駆的に特定行為研修修了看護師が積極的に活動している施設の実態を把握することで、安全管理指針を補完する形で「集中治療領域における特定行為研修修了看護師の活用ガイド」を作成することができた。

本ガイドでは、安全管理指針の推奨文ごとに設定した設問に対する実践医療機関からの回答集の形式とし、具体的実施の例集という形式をとらなかった。しかし、今後、特定行為研修修了看護師の活動推進に関するシンポジウム等で議論が深まり、また指針と本ガイド等の活用によって、特定行為研修修了看護師の活躍が広く拡大することが期待される中で、さらに経験が集積し、具体的活用例集も踏まえたガイド等が作成できるとよいと考えている。

参考文献

日本集中治療医学会薬事・規格・安全対策委員会. 日本集中治療医学会 集中治療に係るタスク・シフト/シェアに関する安全管理指針. 日集中医誌 2024; 31: 21-32.

集中治療領域における特定行為研修修了看護師の活用ガイド
(医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業)

2025年3月14日発行

【発行・企画・制作】

一般社団法人 日本集中治療医学会

集中治療領域におけるタスクシフト推進に関するワーキンググループ

薬事・規格・安全対策委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-15-13 お茶の水ウイングビル 10F

TEL : 03-3815-0589 FAX : 03-3815-0585

お問い合わせフォーム : <https://www.jsicm.org/contact/>

※本活用ガイドの無断転用、無断複製を禁じます。